

シンガポール知的財産制度の現地調査の概要報告 (日弁連知的財産センター・弁護士知財ネット合同調査)

日弁連知的財産センター
弁護士知財ネット

年頭のご挨拶



日本弁護士連合会副会長
(日弁連知的財産センター前委員長)
弁護士 早稲田 祐美子

皆様、明けましておめでとうございます。

日本弁護士連合会（日弁連）におきましては、本年度もこれまで同様、弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現に向けて、あらゆる分野で法の支配を及ぼすよう、たゆまぬ努力を傾注して参りたいと思っております。

知的財産法分野におきましては、価値の多様化や法制度の複雑化が進行するとともに、グローバル化が著しく、広く諸外国に目を向け、相互理解のもとで制度のハーモナイゼーションを検討し、適正な運用を行っていかねばならない時代に入っております。そのため、諸外国の知的財産法制並びにその運用の実情を、実際に現地へ出向いて調査することは、非常に重要な活動であると受け止めており、ここ数年では、ASEAN諸国を始めとした東アジア諸国（タイ・バンコク、インドネシア・ジャカルタ、中国・北京及び天津）及びミャンマー・ネピドー及びヤンゴン）等へ弁護士知財ネット所属会員を含む調査団を編制し、派遣して参りました。とりわけ法整備支援の観点から平成28年2月と5月に実施したミャンマー訪問の成果は、同国においても高く評価されており、また、そのことは平成28年の通常国会の衆議院法務委員会での質疑でも取り上げられています。本年秋には、最高裁判所・知的財産高等裁判所・法務省・特許庁と共に、「アジアにおける知的財産関係紛争の解決に関する国際会議（仮称）」を開催する予定です。

日弁連では、引き続き、知的財産法分野においても、専門特別委員会である知的財産センターを中心として法制度の調査研究等を行い、知財紛争処理システムの実効性の確保を含めたより良き法制度の確立に向けて努力して参る所存であり、またASEAN等の諸外国との関係においては、より一層、適正な知的財産法制の整備・運用並びに法の支配の価値観の浸透に向けて努力して参りたいと思っております。

年頭のご挨拶



弁護士知財ネット理事長
弁護士 小松 陽一郎

新年明けましておめでとうございます。

弁護士知財ネット（知財ネット）は、知財高裁が創設された2005年4月に時を同じくして日弁連が設立した全国規模の知財ネットワークを有する団体であり、12年目を迎えております。いわば日弁連の別働隊として、弁護士の知的財産関連業務における地域密着型の司法サービスの充実と拡大を目指し、また専門人材の育成や司法サービスの基盤確立を目的としており、現在1000名以上の会員を擁し、海外在住の弁護士や外国弁護士も会員となっています。

国内では、特許庁が全国規模で行っている知財総合支援窓口への会員の派遣や法律相談への対応、知財高裁や特許庁等が開催される種々のシンポジウムへの共催、各地での勉強会、ジャパンコンテンツの紹介等の積極的な取り組みを行っており、国際的な活動としては、日弁連知財センターと共に、インドネシア・ミャンマー等への民間からの法整備支援のための訪問等を行ってきました(知財ネットの活動状況については、HPで情報公開しております)。

国際活動として、昨年11月には、東南アジアのIPハブマスタープランを実行されているシンガポールを訪問し、まさに官民をあげて強いリーダーシップのもとで知財戦略に力強く取り組んでおられる様子に接することができました。シンガポール最高裁に知財担当判事がおられること、IPOS（シンガポール知的財産庁）、SIAC（シンガポール国際仲裁センター）、SIMC（シンガポール国際調停センター）、WIPO-AMC（WIPO仲裁調停センター・シンガポール事務所）等のいずれもがまさに力強い活動をされており、2002年に政府が知財立国宣言をしてから15年を迎えるこの節目に、我々も学ぶべき点が多々あると思われます（報告書は本誌の本号と次号に連載させていただきますので、よろしくご高覧願います。）。

本年10月30日から11月1日にかけて、最高裁判所、法務省、特許庁、日弁連及び弁護士知財ネット等の主催で、アジアの10カ国以上（ASEAN+日本、中国、韓国のプラス3の予定）から裁判官等を招聘し、アジアにおける知的財産関係紛争の解決に関する国際会議（仮称）が開催されるやに聞き及んでおりますが、知財ネットも積極的にこれをサポートし、また参加するなどして参ります。

今年が知財分野にとってもよりよき年となることを期待しております。

【調査報告書：目次】

第1章 訪問の概要（辻居幸一 弁護士/小松陽一郎 弁護士）

- 1 訪問計画の趣旨
- 2 訪問スケジュール
- 3 訪問団の構成

第2章 シンガポールの国情紹介及びJETROについて （松井真一 弁護士/福井信雄 弁護士/青木大 弁護士）

第3章 個別報告

- 1 シンガポール国際仲裁センター（Singapore International Arbitration Centre〔SIAC〕）
（松井真一 弁護士/福井信雄 弁護士/青木大 弁護士）
- 2 シンガポール国際調停センター（Singapore International Mediation Centre〔SIMC〕）
（松井真一 弁護士/福井信雄 弁護士/青木大 弁護士）
- 3 WIPO仲裁調停センター（WIPO Arbitration and Mediation Center in Singapore〔WIPO-AMC〕）（澤田祐亨 弁護士）
- 4 シンガポール最高裁判所 （星大介 弁護士）
- 5 シンガポール知的財産庁（Intellectual Property Office of Singapore〔IPOS〕）
（木村剛大 弁護士）
- 6 シンガポール弁護士会知的財産部会（Singapore Law Society IP Sub-Committee）
（辻本直規 弁護士）
- 7 IP Academy Singapore・弁護士知財ネット・JETRO共催ワークショップ”Recent Trends of IP Laws in Japan & Singapore”（「日本とシンガポールにおける知的財産法の最近の傾向」）
（宮川美津子 弁護士/関川裕 弁護士/清水亘 弁護士）

第4章 総括（辻居幸一 弁護士/小松陽一郎 弁護士）